

検定試験の第三者評価に関する主な論点（例）

主な論点（例）の構成

- (1) 評価の目的
- (2) 評価の対象
- (3) 評価の頻度
- (4) 評価の負担の軽減
- (5) 評価の実施機関や評価者の要件
- (6) 評価機関への国の関わり
- (7) 評価する内容・項目
- (8) 評価結果の公表
- (9) 自己評価との関係と評価結果の反映
- (10) その他

主な論点（例）に係るこれまでの指摘

※枠内は、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（平成 28 年 5 月 30 日中央教育審議会答申）におけるポイント。

※その下部に、これまで第 1 回、第 4 回会議で出た第三者評価に関する意見の概要を記載。

(1) 評価の目的

- ・ 第三者の視点からの評価を受けることにより、自己評価の妥当性が検証され、評価の信頼性や客観性が高まる。
- ・ 自己評価では気づかなかった今後の取組の参考となる改善のポイントを明確化。

- ・ 第三者評価の目的は、信頼性の確保、質の向上を図ること、社会的地位の向上を目指すことという観点で重要であり、賛同。第三者評価は信頼性を高めるといふ裏付けになる。
- ・ 第三者評価機関には、検定実施団体を「育てる」という視点が必要であり、助言などのコンサルタント的な機能があると良い。
- ・ 日本では評価は選別のためのものと思われやすいが、評価は改善を促し「育成」するためのものである。
- ・ 評価の目標として、今まで無批判に受けてきた試験結果に対して批判的な目を持つこと、また生涯学習社会の実現ということがあろう。

(2) 評価の対象

- ・学習者の学習成果を測り、一定の基準に照らして達成した水準の程度を示すもののうち、法令等に基づかず、民間の団体が実施するもの。
- ・検定事業者は、自らの判断により、積極的に第三者評価を受けることが強く期待される。特に、広く社会で活用されることを目的とする検定試験や国の後援を受ける検定試験は、第三者評価を受けることを基本。

- ・入試や企業の採用で優遇される検定試験にとって、第三者評価を受けることは必要。
- ・検定試験は、入試等、公的に活用される場合、評価は任意にならないかもしれない。
- ・民間の検定事業者だけでなく、大学入試や公的な事業者による医療・福祉系の資格試験など、試験全体についての質的向上を議論していただきたい。

(3) 評価の頻度

- ・3～4年に1回行うことを基本とすることが適当である。

- ・第三者評価の頻度は、3～4年に1回程度がよい。
- ・あまりサイクルが長くなることも適当ではない。3～4年に1回が適当だろう。
- ・第三者評価は3～4年に1度であるとされている。評価人材の育成のためには頻度を上げた方がよい一方、常に評価をしているような状態になってしまってもよいのか。何年に1度がよいか、悩ましい。
- ・頻度は、検定試験の評価結果を何に使うかによって変わってくるだろう。試験の問題内容は1回ずつ違うので、1回ずつ見ることが求められるのではないか。
- ・評価の根拠法令を義務か任意とするかによって重みが変わってくる。あまり検定試験にきつい縛りを設けると民業圧迫になると思う。少しゆるく考えておいて、頻度もフレキシブルにしてはどうか。

(4) 評価の負担の軽減

- ・各検定試験の特性に配慮するとともに、経済的な負担も含め第三者評価の実施に伴う負担が検定事業者にとって過大とならないようにする必要。

- ・小規模な検定実施団体も受けられるよう、費用や事務負担に配慮する必要がある。
- ・入試で評価を用いる場合はフルスペックとするが、それ以外はそうでなくてもよい。学習指導要領に準拠する検定の場合は、評価を最低条件として課す必要があるかもしれない。
- ・書類審査のみで今回、簡易版の第三者評価を実施したが、提出書類だけでは審査できる十分な情報を得ることが困難だった。簡易版では、提出が必要な書類

をさらに明確にすることによって、被評価団体が提出してきたものに従って審査をするということも考えられる。

(5) 評価の実施機関や評価者の要件

- ・ 第三者評価の質の保証とともに、多様な検定試験について第三者評価を実施できるよう、適切な主体を確保し、育成することが必要。
- ・ 評価者として、組織・運営に関する評価については会計と法令の専門家を、試験問題に関する評価についてはテスト理論の専門家や当該部門の専門家などを必要に応じ含める。

(評価の手法)

- ・ 検定試験が信頼されるためには、テスト理論の科学的な論拠に基づいた裏付けも必要。ただし、検定試験は多種多様で数量化できるものばかりではなく、それに対してどういう測定技術がつけられるかというのは、テスト理論側の課題。
- ・ テスト理論だけで評価が難しい検定もあり、テスト理論は、ひとつのツールとして捉えて評価をしていくべき。

(評価のコスト)

- ・ 第三者評価が事業として成立しうるかという問題がある。ずっと継続してやってもらわないと質的向上は図れないが、どうやって実施してもらうかは工夫が必要。
- ・ 第三者評価はコストが一番大変だろう。特に質的評価は初めてであり、人的資源にコストがかかるだろう。第三者評価機関でなく実施団体に質的評価を実施させるやり方は取れないだろうか。

(評価を行う人材)

- ・ 良いテストとはどのようなものかということがまだ認識されていないが、今後何年かすると、評価を行う人材が育っていくと考えられる。試行錯誤が必要だろう。
- ・ 評価者を集める際には、属性によって審査内容に偏りが出る可能性も考えられるので、バックグラウンドが多様な人々を選ぶように工夫が必要と考えられる。
- ・ 評価者の研修制度が必要。また、評価者が一定の知識を得たことを証明することが必要。

(パフォーマンス評価とその課題)

- ・ パフォーマンス評価はお金がかかりそうなので、ビジネスモデルとして心配だ。
- ・ パフォーマンス評価については、報道でも取り上げられている記述式問題などについてどう判断するかが課題である。研究者の意見もまとまっていない。オリンピックの体操の評価はかつてのメダリストが行っているので信頼されているし、裁判官の裁判結果も受け入れられているように、パフォーマンス評価の技法に入っていくよりも、評価者への信頼、質の担保が重要だろう。

- ・新学習指導要領ではアクティブ・ラーニングのような活動とその評価が各学校で求められるようになるが、検定試験でも語学や料理の実技など、技能のパフォーマンス評価をどうするかという課題が出てくる。評価者がきちんとした手法を使っているか、評価者プラス手法の部分を確認する必要がある。

(6) 評価機関への国の関わり

・国は、第三者評価機関を育てる観点から、第三者評価事業を後援することや、第三者評価のガイドラインを作成することなどにより支援。

- ・国は直接第三者評価に関わるのではなく、一定の基準を提示するという形が考えられる。国が関与すべきは、自己評価シートと同じように第三者評価の方向性を示すこと、良い第三者評価機関が育成されるための事業環境を整備すること、その第三者評価の結果を受検者等に公表するための場を提供することであると考える。
- ・税金でやろうという感覚はよくない。検定団体自らが必要と思うような評価組織が必要。
- ・第三者評価機関を国が評価、認証するようなことは想定しているのか。
→基本的には想定していないが、大学入試等、公的に使用されるような場合には、そのようなことも考えられる。

(7) 評価する内容・項目

・多種多様な検定試験を評価する場合、その多様性を阻害しないよう、各検定試験の規模、目的、測ろうとする知識や技能、受検者等を踏まえた評価の視点を工夫する必要。

・同時に、受検者・活用者にとっては、どの第三者評価機関が実施した評価結果であっても、一定の基本的な内容・項目を中心に、検定試験間で結果を比較できることが望ましい。

・第三者評価において評価する具体的な内容・項目については、第三者評価機関が自らの専門性を踏まえて定めることを基本としつつも、国は第三者評価において評価する内容・項目について一定の基準を策定。

・評価する内容・項目としては、大きく「検定試験の運営・組織に関する項目」と「検定試験の試験問題に関する項目」に分類できる。

・検定試験の運営・組織に関しては、全ての第三者評価機関による評価において、評価の対象とすることが適当。

・検定試験の試験問題に関しては、一律に第三者評価を実施することは求めず、第三者評価機関がそれぞれの専門性を発揮して実施するものとして位置付けることが適当。

(評価する項目)

- ・第三者評価の信頼性を確保するための審査のポイントとして、
 - 実施団体の財務状況
 - 試験問題の内容、作成体制・過程
 - 的確な審査・採点状況

- 情報公開
- 個人情報保護の体制の確保
- 情報管理対策（試験問題の搬送・保管）
- 結果を示す証明書・合格証における試験の程度の明確化など
- ・第三者評価の推進に当たり今後必要なこととして、
 - ①検定実施団体に対し、審査の項目・基準・方法を明示すること
 - ②作問体制・問題内容の審査に対する考え方や機密保持に関する考え方を整理すること
- ・今後、大学入試等での活用を考えると、書類審査、実地審査に加えて、試験当日の運営状況の審査も必要になるのではないかと考える。

（試験問題についての評価）

- ・妥当性、信頼性が担保されていなければ良質なテスト問題とはいえない。このため、テスト問題の評価は重要であるが、その手法は今後の課題である。
- ・問題内容の評価するときは、評価者の価値観が入ってくる。作問時の体制の妥当性を評価するというやり方で、問題を直接見ないようにしてもよいのではないか。
- ・少なくとも公的に活用される試験では、問題内容の1つ1つについて見ておくことが求められる。

（8）評価結果の公表

- ・第三者評価の評価結果は、検定事業者と共に、第三者評価機関においても公表。
- ・国においても、検定事業者・第三者評価機関が公表する評価結果について、検定試験の受検者・活用者への周知の促進に取り組む。

- ・第三者評価を受けていることを情報公開していることも重要。

（9）自己評価との関係と評価結果の反映

- ・検定試験の評価は、検定事業者が自ら実施する自己評価が基本。それを前提として、第三者評価機関は、その自己評価結果への評価も含めて第三者評価を実施することが適当。
- ・第三者評価機関は、「検定試験の自己評価シート」の内容を十分に踏まえて検定事業者に評価の内容・項目を示し、検定事業者は、それに基づき自己評価を実施。その結果を第三者評価機関に示して第三者評価を受けることにより、検定試験のPDCAサイクルの質を一層向上。
- ・検定事業者は、第三者評価を受ける際に、自己評価シートの提出に加えて、組織における業務遂行の適正性の状況について毎年度自ら点検・評価を行った結果を報告書として取りまとめ、組織・運営に関する項目について評価を受けるための重要な資料として第三者評価機関に提示。

- ・各団体で必要な項目についてすべて自己評価をきちんと行いその結果を公表す

るとともに、第三者評価を受けて、それに基づいて自分たちの改善を行っていくというサイクルを動かすが必要である。

- ・実施団体が評価を行うのは自己評価になる。関係者評価はありうるが、団体間の調整が必要となるなどの問題が生じるため難しい。

(10) その他

- ・第三者評価機関は、評価の妥当性に対して批判等があった場合に、耐えられるのか。そのあたりのリスクヘッジも考える必要がある。

検定試験の第三者評価の流れ(案)

